

松本市書かない窓口支援システム構築業務委託およびシステム利用に関する
選考委員会設置要領

1 設置

松本市が書かない窓口支援システムを導入するにあたり、優れた委託事業者を適正に選考するため、松本市書かない窓口支援システム構築業務委託に関する選考委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事務

委員会は、松本市書かない窓口支援システム構築業務委託に係る企画提案について総合的に審査を行い、最も優秀な提案をした提案参加者を優先交渉先として選考すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合は、これを代理する。
- (4) 委員会の下部組織として、技術評価を行う評価委員会を置く。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員会委員の出席がかなわない場合は、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 評価委員会

- (1) 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 会議は、必要に応じて評価委員会委員長が招集する。
- (3) 評価委員の出席がかなわない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。

6 評価・審査

「松本市書かない窓口支援システム構築業務委託に関する優先交渉先選考基準」に基づき、評価・審査を行う。

(1) 評価

評価委員会が、委員会の審査に供する企画提案の評価を行う。

ア 審査方法: デモンストレーションによる説明を受けて評価を行う。

イ 審査内容: デモンストレーション、補足説明、質疑応答に基づく技術評価

(2) 審査

委員会が、評価委員会の評価結果について審査を行うと共にプレゼンテーション評価、価格評価を行い、優先交渉先を選考する。

7 関係者の出席

委員会及び評価委員会の委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

8 庶務

委員会及び評価委員会の庶務は、総合戦略局 DX推進本部において処理する。

9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。